

# 官報

号外 昭和六十二年二月十九日

## ○第百八回 衆議院會議録 第七号

昭和六十二年二月十九日(木曜日)

### 議事日程 第八号

昭和六十二年二月十九日

午後一時開議

第一 昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

午後一時二分開議  
○議長(原健三郎君) これより會議を開きます。

○議長(原健三郎君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議はございませんか。  
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一 昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)  
○議長(原健三郎君) 日程第一、昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。大蔵委員長池田行彦君。

昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

〔池田行彦君登壇〕

○池田行彦君 たいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昨十八日大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出したものでありまして、昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、同補助金のうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、一定の要件のもとに、事業用固定資産の圧縮記帳の特例を認めようとするものであります。

なお、本案による国税の減収額は、昭和六十一年度において約八億円と見込まれますので、内閣の意見を求めましたところ、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上がこの法律案の提案の趣旨とその概要であります。何とぞ、速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。  
本案を可決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕  
○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。  
午後一時五分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 宮澤 喜一君

○朗読を省略した議長の報告

(指名通知)

一、去る十七日、本院は、北海道開発審議会委員

に衆議院議員阿部文男君、同上草義輝君、同町村信孝君、同奥野一雄君及び同藤原房雄君を指名した旨内閣に通知した。

(理事補欠選任)

一、昨十八日、大蔵委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 柴田 弘君(理事坂口力君去る十二月二十四日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 石渡 昭久君

熊谷 弘君

藤波 孝生君

山中 貞則君

大蔵委員

辞任 石渡 茂君

今枝 敬雄君

藤波 孝生君

山中 貞則君

工藤 晃君

白井日出男君

木村 義雄君

熊谷 弘君

古賀 誠君

矢島 恒夫君

商工委員

辞任 矢島 恒夫君

工藤 晃君

矢島 恒夫君

一、去る十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案

昭和六十一年二月十九日 衆議院會議録第七号

朗読を省略した議長の報告 昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

一〇〇

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案  
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

一、昨十八日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

(議案付託)

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)  
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

以上三件 社会労働委員会 付託

一、昨十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

資金運用部資金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号) 大蔵委員会 付託

(議案送付)

一、昨十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

(調査要求承認)

一、大蔵委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十八日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、国の会計に関する事項

二、税制に関する事項

三、関税に関する事項

四、金融に関する事項

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

五、証券取引に関する事項  
六、外国為替に関する事項  
七、国有財産に関する事項  
八、専売事業に関する事項  
九、印刷事業に関する事項  
十、造幣事業に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和六十一年二月十八日

大蔵委員長 池田 行彦

衆議院議長 原 健三郎殿

(質問書提出)

一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

豊島交通株式会社(株)の不当経営に関する質問主意書(新村勝雄君提出)

一、昨十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

山梨県の模範社をめぐる諸問題と当面する蚕糸政策に関する質問主意書(竹内猛君提出)

(書件通知書受領)

一、去る十七日、内閣から、衆議院議員草川昭三君提出蚕糖事業団をめぐる諸問題に関する質問に対し、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十一年二月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右の議案を提出する。

昭和六十一年二月十八日

提出者

大蔵委員長 池田 行彦

昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府から昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和六十一年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の要因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良を受けた場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内での帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額

に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和六十一年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約八億円である。

衆議院會議録第五号中正誤

へ少 段 行 誤

各 四 三 ぶ や し ま す。

各 一 六 税 の

各 二 四 自 主 的 審 議

各 四 七 見 積 も は、

各 四 八 懐 減 的

各 二 一 九 ぐ だ さ い。

各 四 一 相 談 し て

私 の

自 主 的 に 審 議

見 積 も り は、

懐 減 的

ぐ だ さ い、

相 談 し て

正

ふ や し ま す、

私 の

自 主 的 に 審 議

見 積 も り は、

懐 減 的

ぐ だ さ い、

相 談 し て

正

ふ や し ま す、

私 の

自 主 的 に 審 議

発行所 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局 105  
電話 東京 五三 四二(大内) 一〇〇円